M_{15} ＝ 0.033
M_{16} ＝ 0.033
M_{17} ＝ 0.028

N　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

O_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{15} ＝ 0.033
P_{16} ＝ 0.033
P_{17} ＝ 0.028
P_{18} ＝ 0.027
P_{19} ＝ 0.032
P_{20} ＝ 0.032
P_{21} ＝ 0.032
P_{22} ＝ 0.032

Q_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」とい

M_{15} ＝ 0.032
M_{16} ＝ 0.032
M_{17} ＝ 0.028

N　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

O_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{15} ＝ 0.032
P_{16} ＝ 0.032
P_{17} ＝ 0.028
P_{18} ＝ 0.027
P_{19} ＝ 0.026
P_{20} ＝ 0.031
P_{21} ＝ 0.032
P_{22} ＝ 0.032

Q_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」とい